

## 平城京右京八条一坊十四坪出土 の漆紙文書

はじめに 平城宮跡発掘調査部史料調査室では以前の調査で出土した漆紙文書を順次再調査し、各年度の年報で成果を公表している。今回は大和郡山市が1984年に平城京右京八条一坊十四坪で行った調査で出土した資料について報告する。

これらについては奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』(1989年)において既に報告している。そこでは十四坪東半の、奈良時代前半(遺構変遷Ⅰ～Ⅳ期のうちのⅡ期)の土坑SK2001から出土した66点のうち、主要なもの30点の釈文を掲載した。ところが再調査の結果、既報告のもののうち2点(前記報告書における17号・25号)について釈文に訂正すべき点を見だし、また、未報告のもののうち2点(補②・補⑤)について新たに釈読ができたので報告する。このほか、上記66点以外に新たに墨痕のある漆紙4点の存在が確認できたので(出土点数の合計は70点となる)、このうち釈読可能な3点(補①・補③・補④)についても併せて掲げる。

17号 縦8.2cm、横4.7cmの断片。墨痕は漆付着面に2行確認でき、オモテ面すなわち漆の付着していない面から左文字で観察できる。行間2.4cm、字の大きさは1.2cm四方である。以前の報告では大数字による数量の記載しか明らかではなかったが、再調査により品目や単位が釈読でき、稲穀と穎稲の数量を追い込みで書いていることが判明した。同様の記載形式の例は正倉院文書の大倭国正税帳などにもみられる。

25号 縦6.2cm、横5.3cmの断片で、墨痕は漆付着面に3行残り、オモテ面から左文字で観察できる。行間1.4cm、字の大きさは1.3cm四方である。各行ごとに同じ字を繰り返しており、習書とみられる。

補① これは二重に折り畳まれた状態で縦4.0cm、横6.5cmの断片である。墨痕はオモテ面(補①a)、漆付着面(補①b)の両面に残る。補①aは墨痕が1行確認でき、字の大きさは1.3cm四方である。稲の数量を記す。補①bは2行残りオモテ面から左文字で観察できるが、残存状況が悪く、字の大きさ、行間などの計測は不可能である。

補② これは二重に折り畳まれた状態で縦2.4cm、横6.6cmの断片である。墨痕は漆付着面に3行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間2.0cm、字の大きさは1.0cm四方である。各行に大数字を記す。

補③ これも二重に折り畳まれた状態で出土したが、展開すると縦7.7cm、横5.8cmの逆三角形の断片となる。墨痕は漆付着面に4行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間1.6cm、字の大きさは1.6cm四方である。各行ごとに同じ字を連ねた習書であろう。1行目の字の偏は「耳」、4行目の字の旁は「頁」である。

補④ これは縦2.0cm、横2.7cmの断片で、墨痕はオモテ面に2行残る。行間1.7cm、字の大きさは0.9cm四方である。整った楷書であり、典籍の一部であろうか。

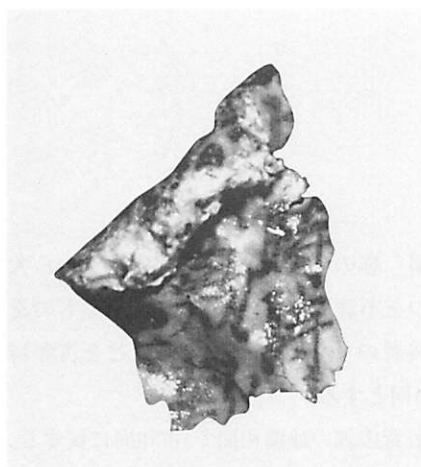
補⑤ これは縦3.8cm、横6.4cmの断片であるが、先述の17号文書の紙背に付着している。墨痕は漆付着面に3行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間1.1cm、字の大きさは0.5cm四方である。字の大きさからみて、帳簿などの細字部分に当たる可能性がある。

なお、以上すべての文書について界線、印影、朱書などは確認できなかった。

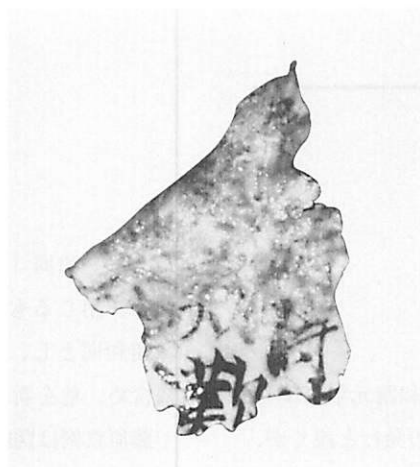
まとめ 今回の再調査の成果をまとめておく。以前の報告書の段階で明らかであった文書の内容を分類すると、(1) 籍帳類の帳簿、(2) 仏典類の典籍、(3) その他に分けられると考えられる。これに加え、今回の調査で、新たに(4) 稲穀関係の帳簿が一連の出土資料の中に含まれることが明らかとなった。文書が出土した土坑の近くにあった漆工房に供給された反古紙の内容がかつて考えていたよりもさらに多様なものであることになる。これに応じて文書を廃棄した官司(あるいは寺院)などの組織も多様なものとなる。単純に考えただけでも(1)は民部省、主計寮、または中務省など、(2)は寺院の他、仏典を持つ貴族や中務省被管の図書寮などに加え、(4)が正税帳類であるとすれば民部省、主計寮、または中務省などを想定しなければならない。多様な組織で使用、廃棄されて一つの漆工房に供給されるまでの文書の伝来の過程を、反古紙市場が存在することも含めて考えなければならないが、これについては今後の課題としたい。

なお、本稿は1998年度に交付を受けた文部省科学研究費(奨励研究A)による研究成果の一部である。

(古尾谷知浩/平城宮跡発掘調査部)



25\*



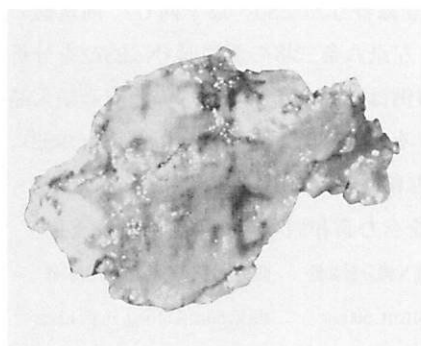
25

□ 時時 □  
□ 歎歎 □



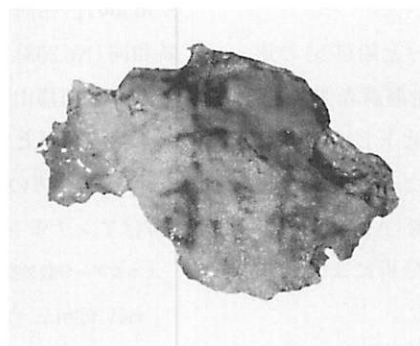
17\*

□ 參升穎稲肆 □  
伯陸拾玖斛



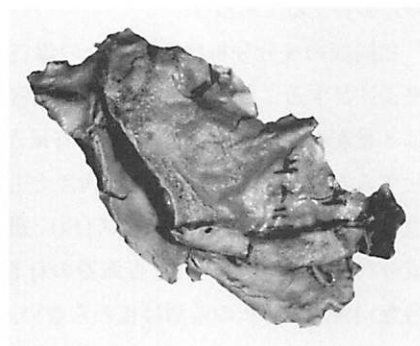
補①b\*

□ □ □ □ □ □



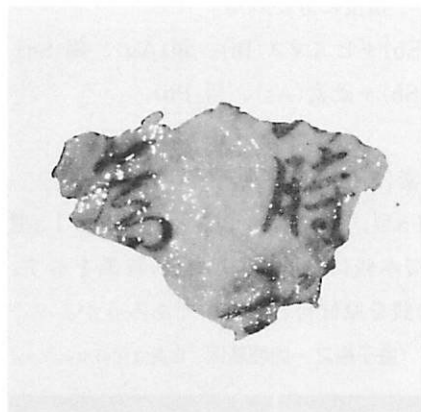
補①a

稻十束



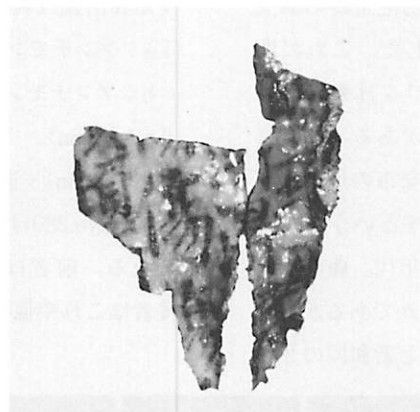
補⑤\*

□ 上 一 □ □ □  
上十三



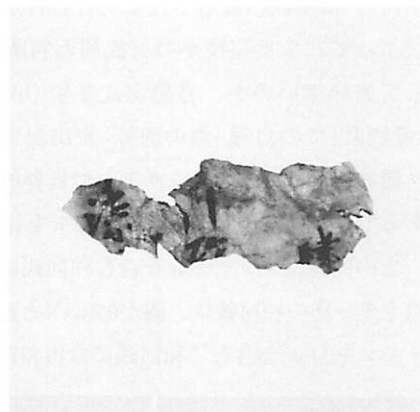
補④

□ 時 □  
為 □



補③\*

□ □ □ □ □ □  
得得得 □  
傷傷 □



補②\*

漆 □ 玖 肆

漆紙文書赤外線テレビ画像と釈文

\*印の写真は裏焼き。25号の写真のうち右側は漆付筋面から見たもの、左側はオモテ面から見たものの裏焼き。